ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
大分労働局 Oita Labour Bureau
Press Release

令和 8 年 10 月 22 日（木）
【照会先】
大分労働局労働基準部賃金室
室　　長　　高野　聡正
地方賃金指導官　徳部　典子
（電話）097（536）3215　内線

報道関係者　各位

大分県特定最低賃金改正の答申がありました

－鉄鋼業など３産業について引き上げ－

大分地方最低賃金審議会（会長　井田雅貴）は、令和８年８月 28 日付け大分労働局長（秋山雅紀）から「大分県特定最低賃金の改正決定について」の諮問【別添資料１】を受け調査審議を重ねてきたところですが、同年 10 月 20 日までに、同審議会は、現行の大分県特定最低賃金３産業について、下記のとおりに改正するよう、大分労働局長に対し答申しました。【別添資料２～４】

当該答申は、大分県の産業別の景気動向、雇用失業情勢及び賃金の改定状況等を総合的に勘案しつつ、慎重に審議され、取りまとめられたものです。

改正される大分県特定最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、令和８年 12 月 25 日に統一発効される見込みです。

○ 鉄鋼業

時間額 1,238 円　（62 円引上げ）　〈令和８年 10 月 14 日〉

○ 非鉄金属製造業

時間額 1,168 円　（52 円引上げ）　〈令和８年 10 月 20 日〉

○ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 1,125 円　（59 円引上げ）　〈令和８年 10 月 20 日〉

＊〈　　〉は答申日

【添付資料】

資料１　　大分県特定最低賃金　諮問文
資料２～４　大分県特定最低賃金　答申文
資料５　　大分県の最低賃金（地域別最低賃金・特定最低賃金）の推移
資料６　　賃金引上げの支援策

資料№.１

大分労発基 0828 第１号
令 和 8 年 8 月 28 日

大分地方最低賃金審議会

会 長　井 田　雅 貴　殿

大 分 労 働 局 長
秋　山　雅　紀

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第２項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

１　大分県鉄鋼業最低賃金

２　大分県非鉄金属製造業最低賃金

３　大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

資料№.２

令和８年 10 月 14 日

大分労働局長
　　秋山　雅紀　殿

大分地方最低賃金審議会
会 長　　井田　雅貴

大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和８年８月 28 日付け大分労発基 0828 第１号をもって諮問のあった大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

大分県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　大分県の区域

２　適用する使用者
　前号の区域内で鉄鋼業（製鉄業（高炉による製鉄業を除く。）、製鋼・製鋼圧延業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　1,238 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　令和８年 12 月 25 日

資料№.３

令和８年 10 月 20 日

大分労働局長
　秋山　雅紀　殿

大分地方最低賃金審議会
会 長　　井田　雅貴

大分県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和８年８月 28 日付け大分労発基 0828 第１号をもって諮問のあった大分県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

大分県非鉄金属製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　大分県の区域

２　適用する使用者
　前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む)、非鉄金属素形材製造業（非鉄金属鍛造品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　1,168 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　令和８年 12 月 25 日

資料№.４

令和８年 10 月 20 日

大分労働局長
　秋山　雅紀　殿

大分地方最低賃金審議会
会 長　　井田　雅貴

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和８年８月 28 日付け大分労発基 0828 第１号をもって諮問のあった大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定については、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　大分県の区域

２　適用する使用者
　前号の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃又は片付けの業務
　ロ　手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
　ハ　手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　1,125 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　令和８年 12 月 25 日

資料No.５

大分県地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金の推移状況（時間額）

区分	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域別最低賃金	時間額	715	737	762	790	792	822	854	899	954	1,035	1,096
	引上額	21	22	25	28	2	30	32	45	55	81	61
	引上率	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27	6.12	8.49	5.89
特定（産業別）最低賃金	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
鉄鋼業	時間額	861	887	915	947	951	981	1,010	1,053	1,106	1,176	1,238
	引上額	25	26	28	32	4	30	29	43	53	70	62
	引上率	2.99	3.02	3.16	3.50	0.42	3.15	2.96	4.26	5.03	6.33	5.27
非鉄金属製造業	時間額	846	866	886	907	911	936	965	1,005	1,053	1,116	1,168
	引上額	21	20	20	21	4	25	29	40	48	63	52
	引上率	2.55	2.36	2.31	2.37	0.44	2.74	3.10	4.15	4.78	5.98	4.66
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額	764	784	807	832	835	864	896	941	996	1,066	1,125
	引上額	15	20	23	25	3	29	32	45	55	70	59
	引上率	2.00	2.62	2.93	3.10	0.36	3.47	3.70	5.02	5.84	7.03	5.53
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	時間額	813	833	853	875	878	894	916	951	997	1,055	改正なし
	引上額	15	20	20	22	3	16	22	35	46	58	地域別最低賃金適用
	引上率	1.88	2.46	2.40	2.58	0.34	1.82	2.46	3.82	4.84	5.82	
各種商品小売業	時間額	716	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし	改正なし
	引上額	2	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用	地域別最低賃金適用
	引上率	0.28										
自動車（新車）小売業	時間額	780	799	821	844	848	872	902	942	991	1,061	改正なし
	引上額	18	19	22	23	4	24	30	40	49	70	地域別最低賃金適用
	引上率	2.36	2.44	2.75	2.80	0.47	2.83	3.44	4.43	5.20	7.06	
業種単純平均（改正のあった業種に限る）	引上額	16.0	21.0	22.6	24.6	3.6	24.8	28.4	40.6	50.2	66.2	57.7
	引上率	2.01	2.58	2.71	2.87	0.41	2.80	3.13	4.34	5.14	6.44	5.16

（引上げ額：円）
（引上げ率：%）

資料No. 6

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金 【お問い合わせ:コールセンター 0120-366-440】

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) 【お問い合わせ:大分助成金センター 097-535-2100】

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金 【お問い合わせ:雇用環境・均等室 097-532-4025】

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース (※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ・割増賃金率)＋設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。
(※3)別途団体向けのコースあり。

Instagram

大分労働局公式SNS

YouTube

人材開発支援助成金 【お問い合わせ:大分助成金センター 097-535-2100】

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
(※2) 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～ ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) 【お問い合わせ:大分助成金センター 097-535-2100】

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額9,110円／1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

(R8.9)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
大分労働局